

官報

号外

平成九年十月二十八日

○第四百十一回 衆議院會議録 第六号

平成九年十月二十八日(火曜日)

午後零時三十分 本会議

○今日の会議に付した案件

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例
に関する法律の一部を改正する法律案(内閣
提出)の趣旨説明及び質疑

午後零時三十分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きま
す。

○議長(伊藤宗一郎君) 御報告することがありま
す。
永年在職議員として表彰された元議員森中守義
君は、去る一日逝去されました。まことに哀悼痛
惜の至りにたえません。

森中守義君に対する弔詞は、議長において去る
二十六日既に贈呈いたしております。これを朗読
いたします。

(総員起立)

衆議院は、多年憲政のために尽力し、特に院議
をもつてその功勞を表彰され、さきに石炭対策
特別委員長の要職にあたられた従三位勲一等
森中守義君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞を
ささげます

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特
例に関する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出)の趣旨説明

○議長(伊藤宗一郎君) この際、内閣提出、商法
及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関す
る法律の一部を改正する法律案について、趣旨の
説明を求めます。法務大臣下種義耕吉君。

(國務大臣下種義耕吉君登壇)

○國務大臣(下種義耕吉君) 商法及び株式会社の
監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を
改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明
いたします。

この法律案は、最近の社会経済情勢及び株式会
社の運営の実態にかんがみ、いわゆる総会屋の根
絶を図るとともに、株式会社の健全性を確
保するため、商法及び株式会社の監査等に関する
商法の特例に関する法律の一部を改正しようとし
るものでありまして、その改正の要点は次のとお
りであります。

まず、商法につきましては、第一に、株主の権
利の行使に關して利益を供与する罪及びこれを受
ける罪の法定刑を引き上げるとともに、利益供与
を要求する罪と、威迫を用いて利益供与を要求し
たりこれを受ける罪を新設し、また、利益供与を
要求したりこれを受けた者に対しては、懲
役刑と罰金刑の併科を可能とすることとしており
ます。

第二に、会社荒らし等に関する贈収賄罪、取締
役等の特別背任罪及び取締役等の汚職の罪の法定
刑を引き上げることとしております。

第三に、その他の罪の罰金刑の上限を引き上げ
ることとしております。

次に、株式会社の監査等に関する商法の特例に
関する法律につきましては、会計監査人の汚職の
罪の法定刑を引き上げることとしております。

以上が、商法及び株式会社の監査等に関する商
法の特例に関する法律の一部を改正する法律案の
趣旨であります。(拍手)

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特
例に関する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(伊藤宗一郎君) ただいまの趣旨の説明に
対して質疑の通告があります。これを許します。
上田勇君。

(上田勇君登壇)

○上田勇君 私、新進党を代表し、ただいま議
題となりました商法及び株式会社の監査等に関す
る特例に関する法律の一部を改正する法律案及び
今回の法改正の背景となっているいわゆる総会屋
問題について、總理並びに關係大臣に御質問いた
します。

本年に入り、企業といわゆる総会屋との關係を
めぐる事件が次々と明らかになっております。大手
銀行や証券会社を始めさまざまな業界の代表的な
企業が、反社会的な勢力と深い關係を持ち続け、
違法と知りつつ多額な利益を供与し、結果的にや
みの世界を助長させていたことは、我が国の企
業、経済に対する信頼を著しく損ねるものであり
ます。しかも、多くのケースでは、経営トップも
事件に關与しており、企業の経営陣、従業員に法
律を守るといふ基本的なモラルが欠如しているとい
う極めて深刻な事態を浮き彫りにしております。

また、政界においては、橋本總理が過去に収賄
で刑が確定した人物を閣僚に任命いたしました。
また、自民党に所属していた国会議員が収賄の容
疑で有罪判決を受けたにもかかわらず、何ら責任
をとらうとせずに国会に居座っている現実があり
ます。

さらに、刑事被告人である泉井氏から政府・与
党の中枢が多額の政治資金の提供を受けているこ
とも明らかになっております。このように、政府・
与党においても法律を守るといふ基本的なモラル
が失われており、国民の政治に対する不信は一層
高まっております。

さらに、行政においても、大蔵省幹部による不
祥事の続発や厚生省、運輸省の次官経験者が収賄
容疑で逮捕されるなど、モラルの低下は信じがた
いほど進んでおります。

政治、行政、経済、これらの分野における著し
いモラルの欠如が次々と明らかになっていく事態
に接し、多くの国民は信頼できるものが何もなく

なつてしまつたと希望を失つてゐるのではないでしようか。こうした国の危機とも言える深刻な事態に直面しながら、橋本総理の言動からは責任感も意思も全く伝わってこないことがまことに残念であります。

総理は、政治、行政、経済において、法律を守るといふ最低限の倫理が失われている事態についてどのように認識されているのか、国の最高責任者としての責任をどのように感じられているのか、また国民の信頼と自信を回復していくためにどのようにしようと思つてゐるのか、明確な御答弁を求めます。

とりわけ、政治家には最も高い倫理性が求められており、だれよりも法律を守る精神が必要とされてゐます。その意味で、新進党は、民主党、太陽党と共同で、藤波氏、中村氏、両議員の辞職勧告決議案を提出しております。当然、橋本総理には御賛同いただけるものと理解しておりますが、御所見があれば承りたく思ひます。

企業といわゆる総会屋との関係については、かなり以前から問題が指摘されてきました。昭和五十六年には、総会屋の排除を目的として商法が改正され、総会屋への利益の供与を禁止する条項が新設されました。また、法改正時には、法務委員会におきまして「総会屋の絶滅に一層の努力をすること」との附帯決議が付されてゐます。しかしながら、その後も企業による利益供与は後を絶たず、明らかにした事件だけでも三十件を超えており、これらは氷山の一角とも言われております。このように、これまで効果が十分上からなかった原因は、法制度に不備があるためなのか、政府としての取り組みが十分でなかったためなのか、明らかにするべきだと考えます。

また、法律で禁じられてゐるにもかかわらず、企業による総会屋への利益供与が後を絶たない現状から見て、今回の法改正で罰則の強化や利益供与要求罪を新設したとしても、それだけで総会屋を排除できるものとは考えられません。政府を挙

げての本腰を入れた対策が必要と考えますが、法務大臣の御所見をお伺いします。

多くの企業が総会屋との関係を絶てない原因の一つに、経営陣が株主総会を形骸化させてしまつてゐる実態があります。上場企業の九割近くが特定の日に株主総会を集中させ、一般株主の出席を困難にさせてゐる上、多くの場合は経営に関する質疑を極力抑え込み、短時間で総会を形式的に済ますことだけに腐心してゐるように思われます。社員株主を使つて株主の発言を封じ込めたり、時には与党総会屋と言われる経営陣に友好的な総会屋を利用することもあると言われております。また、総会屋から経営内容について質問すると脅迫にらうばいし、安易に利益供与の要求に応じてゐる実態が明るみに出てゐます。

企業がこのような総会屋につけ入られるのは、総会で開示されては困るような不透明な経営を行つていたり、談合に代表されるように違法行為を許容する倫理観が依然としてびこつてゐるなど、企業経営者の意識やコーポレートガバナンスのあり方に問題があると考えます。

総会屋を排除していくためには、批判にたえずしつかりとした経営と、違法な行為は絶対許さないとの企業倫理を確立するとともに、株主総会で経営のあり方についてオープンに討議する姿勢が必要であります。そのためには、企業経営陣の意識改革を促すとともに、取締役会の役割と責任の明確化、社外取締役の登用、監査役の独立性の確保と機能の強化など、現行の商法の改正を含む制度の見直し、整備を至急行う必要があると考えますが、総理のお考えをお聞かせください。

なお、新進党といつても、コーポレートガバナンスについてはこれまで検討を行つてきており、今後より具体的な提言を明らかにしていく予定であることを申し添えます。

企業が総会屋との関係を断ち切れないもう一つの大きな理由に、総会屋が暴力団と通じてゐるなど、経営陣や担当者暴力行為や脅迫に対して身

の安全が確保できないとの恐怖感があるのではないでしようか。要求をのまなければ家族に危害を加えることを示唆する脅迫があったとの相当者の証言も報道されてゐます。また、企業サイドには、総会屋の要求に応じなければ、株主総会で嫌がらせの発言を連発されたり暴力行為が行われ、大混乱に陥つてしまふのではないかという懸念もあるように聞いてゐます。

こうした事態に適切に対処していくためには企業と警察との間の連携を一層深めていくほか、警察が企業関係者の安全を守るための万全の対策を講じ、株主総会の警備体制を強化するなどの取り組みが必要と考えます。企業関係者の中には、いざ総会屋と毅然と対峙した場合に警察がきちんとしてくれるのか、心配する声があります。総理及び国家公安委員長の御所見をお伺いします。

また、現在でも株主総会の集中日には一万人に及ぶ警察官が動員され警備に当たつてゐると聞いております。今後、総会の特定日への集中が改められて分散して開催されることとなり、しかも内容の充実によって長時間に及ぶ総会がふえたとしても、警察では十分な対応ができるのか、国家公安委員長の御見解を求めます。

次に、法案の内容について一点お尋ねいたします。

利益供与要求罪などの罰則が「三年以下ノ懲役又ハ三百万円以下ノ罰金」となつてゐます。この罰金の額は、利益供与の金額が百億円を超える事例がある中で、余りにも少額なのではないかと感じます。この程度の罰金額で果たして総会屋の暗躍を抑止する効果があるのでしょうか。法務大臣の御見解をお伺いいたします。

次に、今回の法改正とは直接関係ありませんが、さきの通常国会での与野党六党の共同提案による商法の改正によって導入されたストックオプションの税制についてお伺いいたします。

ストックオプションの導入は経済界の要請にもこたえるもので、既に多くの企業で活用されてお

ります。現行制度では、購入権を行使し株式を取得する際に、行使価格と実勢価格との差額が所得とみなされ課税されておりますが、そのために新たな資金の手当てが必要となつております。

法務委員会の審議においても、新進党の考え方に十分御理解をいただき、税制上の措置について検討する旨の附帯決議が採択されました。ストックオプション制度の一層の活用を促すためにも、現在一定要件のもとでのみ認められてゐる税制措置を全般に適用されるよう拡大することを御提案いたしますが、総理の御見解をお伺いいたします。

最後に、総会屋のように反社会的な勢力を追放していくためには、国民全員が法律を守るといふモラルを共有することが不可欠であります。また、国として、法律を守る行動が安心して行え、報いられる環境づくりに全力を傾注していく必要があります。そのためにも、最も高いモラルを求められる政治家がまず模範を示していく必要があると

ところが、新聞によると、警察庁出身のある自民党国会議員は、法に抵触する寄附行為を百件以上行つてゐることを認めながら、みんなやっていると聞き直り、改善は将来の課題と、全く反省がありません。法を守らせる警察に長年在職した経験がありながらこのような発言をされるのは信じがたいことです。

国会議員が法律を承知の上で破り、平然としてゐるようでは、国民に遵法精神を求めることはできませんし、結果的に、総会屋事件を初め増加する犯罪と対決し、安全で公正な社会をつくつていくことは不可能と考えます。総理、法務大臣、御所見があればお聞かせください。

これまで申し上げたことから、倫理も遵法精神も全く欠如してしまつてゐる橋本内閣と自民党政権に、総会屋を初め反社会的な勢力と対峙し、庶民が安心して生活できる公正な社会をつくつてい

くことを期待することは不可能であることを御指摘し、質問を終わらせていただきます。(拍手)

(内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇)

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 上田議員にお答えを申し上げます。

まず、冒頭、政治、行政、経済の面で法律を守るといふ点についての認識、対応についてお尋ねがございました。

経済面におきましては、例えば、いわゆる総会屋対策のための関係会議を設置し、罰則強化のための今回の商法改正などを初めとして、政府を挙げてその対策を実施いたしております。

また、政治面におきましては、与党三党の政治改革協議会におきましては、昨年末、公務員倫理規程の制定などをいたしました。

議員はモラルの点の目を御指摘になりましたけれども、私は、御指摘のモラルの点は当然のことでありまして、幅広い観点から、内外の環境が変化をする中で、我が国が活力を持ち続けながら、自律的な、個人を基礎とする、自由で公正な社会を形づくっていくという思いで六つの改革の実現に努めております。議員各位の御協力を心からお願いを申し上げます。議員各位の御協力を心からお願いを申し上げます。議員各位の御協力を心からお願いを申し上げます。

次に、議員辞職勧告決議についてのお尋ねがございました。

国会議員の政治活動に関し疑惑を招かないよう、それぞれの政治家として政党が十分心して政治活動をするべきことは当然であります。

議員辞職勧告につきましても、議員の身分にかかわる重大なことであり、院においても慎重があることを承知をいたしております。院においてお決めいただくべきものと考えます。

次に、いわゆる総会屋対策と企業のあり方についてのお尋ねがございました。

政府は、いわゆる総会屋対策のための関係関係会議を設置しながら、経済界の協力をも得て、政府を挙げ、その対策を実施いたしております。罰

則強化のための今回の商法などの改正も、その一環をなすものであります。

なお、監査役制度につきましても、いわゆる大会社につきましても、平成五年の改正で、監査役の人数の増加、監査役会及び社外監査役の創設などを行ったところであります。

今後、制度上の問題を含めて、どのような対策が必要であるのか、幅広い角度から取り組んでまいります。

次に、企業側の安全の確保についてのお尋ねがございました。

企業と暴力団、総会屋などとの関係遮断を進めていく上で、企業やその役員等との安全の確保は非常に重要な事柄であると考えます。

警察当局におきましては、今後とも、企業やその役員等に対する保護対策、株主総会会場における警戒等について必要な措置を講じていくものと考えております。

次に、ストックオプションについての御意見がございました。

その税制上の取り扱いにつきましては、ストックオプション制度の趣旨や、適正、公平な課税の確保の観点から、平成十年度の税制改正の議論の中で適切に判断してまいります。

次に、政治家の寄附についてのお尋ねがございました。

公職選挙法第九十九条の二におきまして、公職にある者は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず寄附をしてはならないとされております。議員の御指摘になりました報道については、具体的な事実関係を承知しております。議員の御指摘を承知しております。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

(国務大臣下村義典君登壇)

○国務大臣(下村義典君) 上田議員にお答え申し上げます。

まず、昭和五十六年に商法が改正された後も、いわゆる総会屋の排除について十分な効果が上がっていないとの御指摘があり、その理由や今回の罰則強化の実効性についての御質問がございました。

いわゆる総会屋をめぐる事犯につきましては、昭和五十六年の商法改正以来、これらの罪により二百名近くが起訴され、また、いわゆる総会屋として把握されている者の数も昭和五十六年以降減少しているという状況であり、現行法のもとにおける捜査当局の摘発活動は一定の成果を上げていたものと考えております。

しかしながら、今なお総会屋の活動が根絶されていぬことは事実であり、これらの罰則の犯罪抑止力に問題があったことも否定できないところであり、そこで、今回の法改正により罰則の強化を図りたいと考えた次第であります。

他方、議員からも御指摘がありましたように、抑止力に問題があったとはいえず、罰則があるにもかかわらずこの種の事犯が後を絶たなかったことにかんがみ、その違法性を十分に知りながら、総会屋と癒着し利益供与を行う会社の側、特にその幹部の意識に大きな問題があったこともまた事実であり、会社幹部の意識改革を図られる必要があると考えております。

ところで、会社側と総会屋との間で利益の授受が行われ、双方がこの事実を隠蔽しようとする場合、捜査当局としては、犯罪捜査の端緒を得て摘発することが極めて困難であります。

今回の法改正では、こうした観点から、利益供与を要求する罪を新しく設けて、会社側がいわゆる総会屋から不当な要求を受けた段階でこれを捜査当局に届け出、その処罰を求めることを可能とすることとしておりますが、これによって、会社関係者が総会屋に対して毅然たる対応をとることも容易になると考えられます。

もちろん、これらの罰則の強化だけでは十分ではないと承知をいたしております。罰則の強化と会社幹部の意識改革とが両方相まって初めて総会屋の活動の根絶ができるものと考えます。

なお、本日開催されたいわゆる総会屋対策のための関係関係会議でも、政府として業界団体における企業経営者の意識改革を支援するなどの諸対策を一層推進していく、その旨の合意がなされたところであります。

次に、利益供与要求罪の三百万円以下という罰金の額は、最近の事例で供与されている金額を考慮すると少額過ぎるのではないかと御質問がございました。

一般的に申し上げますと、利益供与を要求したり、これを受け取ったりしたいわゆる総会屋に対しては、その事案の軽重にもよりますが、運用上は、罰金刑よりもむしろ懲役刑が科される場合が多くなっているものと考えております。

また、会社から利益の供与を受けた総会屋等に対しては、商法の規定により、供与を受けた利益を会社に返還すべき義務が課されております。さらにまた、その利益を刑法の規定により没収、追徴することも可能であります。その上に、いわゆる総会屋に対しては、本改正により、懲役刑とあわせて罰金刑を併科することも可能となります。

このようなことからすると、個人に対する三百万円以下という罰金額は、不当に低過ぎるものとは言えず、適切なものであると考えております。

なお、今回の罰金額の引き上げは、罰金刑が懲役刑と相まって発揮する抑止効果や、これまでの経済変動、刑法上の罰金額との均衡などを考慮して、現在の刑罰体系の中で最大限の額とするという見地から行うものであります。その抑止効果等につきましては、今回の法改正後もその運用を見守ってまいりたいと思っております。

次に、議員が法律違反を平然とやるようでは、

平成九年十月二十八日 衆議院會議録第六号

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する上田勇君の質疑 議 四

国全体のモラルが低下するのは当然ではないかという御指摘がありました。

御指摘のような新聞報道のあったことは承知しておりますが、具体的な発言の内容や趣旨を承知しているわけではなく、また、個別的な案件に対する事柄でもありますが、法務大臣としての所見を述べることは差し控えたいと思います。

なお、一般論として申し上げますと、選挙区内にある者に対する公職の候補者等による寄附については、選挙の公正等の観点から、公職選挙法上、原則として禁止されているものと承知しており、公職の候補者等においては、このような法の趣旨を踏まえ、適切な行動をとることが求められていることは当然のことと思います。(拍手)

(国務大臣上杉弘光君登壇)

○国務大臣(上杉弘光君) お答えをいたします。

企業側の安全確保のための警察の対応についてのお尋ねでございますが、警察におきましては、企業の役員等に対する不法行為の未然防止を図るため、企業によって若干のばらつきはございますが、おおむね六月より、企業幹部等を保護対象者に指定をいたしまして、連絡を密にし、自主警戒の指導を行うとともに、身辺警戒やパトロールの強化など所要の措置を講じております。

また、株主総会におきましても、企業からの要請を受け、積極的に臨場警戒を実施するなどして、会場における不法事案の防止に努めているところであります。

今後とも、各都道府県警察に対しまして、設置をいたしました企業対象暴力対策本部を基軸とし、暴力団、総会屋等に対する取り締まりを徹底いたします。企業の暴力団、総会屋等の排除対策

への支援を強化してまいる所存であります。

株主総会が分散して開催され、しかも長時間に及ぶ総会がふえた場合の警察の対応についてお尋ねがございました。

そのような場合でありましても、警察におきましては、所要の体制を確立して、引き続き積極的な取り組みにより株主総会会場の不法事案の防止に努めていくものと承知をいたしております。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時五分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 橋本龍太郎君
法 務 大 臣 下稲葉耕吉君
国 務 大 臣 上杉 弘光君

出席政府委員

法務省刑事局長 原田 明夫君

○議長の報告

(退出通知)

一、去る十七日、本院は、検察官適格審査会委員を次のとおり選挙した旨内閣に通知した。

検察官適格審査会委員

与謝野 馨君

なお、予備委員河村建夫君は与謝野馨君の予備委員とした旨内閣に通知した。

(指名通知)

一、去る十七日、本院は、国土開発幹線自動車道建設審議会委員に衆議院議員綿貫民輔君及び同中西啓介君を指名した旨内閣に通知した。

一、去る十七日、本院は、北海道開発審議会委員に衆議院議員武部勤君を指名した旨内閣に通知した。

一、去る十七日、本院は、国土審議会委員に衆議院議員野中広務君、同坂本剛二君及び同岡島正之君を指名した旨内閣に通知した。

一、去る十七日、本院は、日本ユネスコ国内委員会委員に衆議院議員遠藤利明君及び同肥田美代子君を指名した旨内閣に通知した。

(要求書受理)

一、去る十七日、内閣から、国家公安委員会委員に磯邊和男君を任命したので、警察法第七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十七日、内閣から、公害健康被害補償不服審査会委員に清水英佑君及び原田尚彦君を任命したので、公害健康被害の補償等に関する法律第十三条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十七日、内閣から、社会保険審査会委員に大澤二郎君を任命したので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十七日、内閣から、中央社会保険医療協議会委員に工藤敦夫君を任命したので、社会

保険医療協議会法第三条第五項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十七日、内閣から、運輸審議会委員に前田喜代治君を任命したので、運輸省設置法第九條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十七日、内閣から、電波監理審議会委員に秋山喜久君、塩野宏君及び常盤文克君を任命したので、電波法第九十九條の三第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(議決通知)

一、去る十七日、谷事務総長から井上裁判官弾劾裁判所裁判長職務代行及び黒澤参議院事務総長あて、本院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を次のとおり補欠選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおり決定した旨通知した。

裁判官弾劾裁判所裁判員

津島 雄二君(堀内光雄君の補欠)
安倍 基雄君(冬柴鐵三君の補欠)
松本 善明君(正森成二君の補欠)

同 予備員

第一 山本 有二君(尾身幸次君の補欠)
一、去る十七日、谷事務総長から谷川裁判官訴追委員会委員長及び黒澤参議院事務総長あて、本院は裁判官訴追委員会及び同予備員を次のとおり補欠選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおり決定した旨通知した。

裁判官訴追委員

麻生 太郎君(松永光君の補欠)

平成九年十月二十八日 衆議院會議録第六号 議長の報告

粕谷 茂君 (高島修君の補欠) 北側 一雄君 (玉置一弥君の補欠) 同 予備員 第一 牧野 隆守君 (加藤卓二君の補欠) 第二 福岡 宗也君 (増田敏男君の補欠) 第三 杉浦 正健君 (伊吹文明君の補欠) 一、去る十七日、本院は、国家公安委員会委員に磯邊和男君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 一、去る十七日、本院は、公害健康被害補償不服審査会委員に清水英佑君及び原田尚彦君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 一、去る十七日、本院は、社会保険審査会委員に大澤一郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 一、去る十七日、本院は、中央社会保険医療協議会委員に工藤敦夫君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 一、去る十七日、本院は、運輸審議会委員に前田喜代治君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 一、去る十七日、本院は、電波監理審議会委員に秋山喜久君、塩野宏君及び常盤文克君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 (委員推薦通知) 一、去る十七日、議長は、社会保障制度審議会委員に次の議員を推薦する旨内閣に通知した。 安倍 晋三君 岡田 克也君 安倍 晋三君 岡田 克也君 山本 孝史君 一、去る十七日、議長は、地方制度調査会委員に次の議員を推薦する旨内閣に通知した。 鰐淵 俊之君		一、去る十七日、議長は、国土審議会特別委員に次の議員を推薦する旨内閣に通知した。 (首都圏整備特別委員会) 白井日出男君 (四国地方開発特別委員会) 森田 一君 関谷 勝嗣君 (中国地方開発特別委員会) 池田 行彦君 (豪雪地帯対策特別委員会) 桜井 新君 菅原喜重郎君 桑原 豊君 (理事選任) 一、去る十七日、懲罰委員会において、次のとおり理事を選任した。 理事 綿貫 民輔君 (理事補欠選任) 一、去る十七日、懲罰委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。 理事 坂本三十三次君 (理事小淵恵三君去る九月十一日委員辞任につきその補欠) 理事 岩田 順介君 (理事赤松広隆君去る九月二十五日委員辞任につきその補欠) (常任委員辞任及び補欠選任) 一、去る十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 文教委員 辞任 三沢 淳君 島 聡君 嶋山 邦夫君 川内 博史君 川内 博史君 嶋山 邦夫君		農林水産委員 辞任 住 博司君 小林 多門君 補欠 住 博司君 小林 多門君 商工委員 辞任 小川 元君 白川 勝彦君 新藤 義孝君 連増 拓也君 吉田 治君 大畠 章宏君 岩永 峯一君 鈴木 俊一君 目片 信君 池坊 保子君 米津 等史君 中桐 伸五君 補欠 鈴木 俊一君 岩永 峯一君 目片 信君 米津 等史君 池坊 保子君 中桐 伸五君 小川 元君 白川 勝彦君 新藤 義孝君 吉田 治君 連増 拓也君 大畠 章宏君 環境委員 辞任 土井たか子君 辻元 清美君 補欠 土井たか子君 辻元 清美君 議院運営委員 辞任 新藤 義孝君 棚橋 泰文君 中野 正志君 大口 善徳君 齊藤 鉄夫君 小坂 憲次君 大村 秀章君 園田 修光君 補欠 大村 秀章君 園田 修光君 能勢 和子君 能勢 和子君 樹屋 敬信君 前田 武志君 新藤 義孝君 棚橋 泰文君		懲罰委員 辞任 森 喜朗君 小沢 一郎君 安倍 晋三君 中西 啓介君 補欠 安倍 晋三君 中西 啓介君 森 喜朗君 小沢 一郎君 一、去る二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 地方行政委員 辞任 中野 正志君 西川 公也君 川端 達夫君 鰐淵 俊之君 菅 義偉君 田村 憲久君 丸谷 佳織君 吉田 治君 補欠 菅 義偉君 田村 憲久君 吉田 治君 丸谷 佳織君 中野 正志君 西川 公也君 川端 達夫君 議院運営委員 辞任 中野 正志君 佐々木洋平君 齊藤 鉄夫君 城島 正光君 川内 博史君 渡辺 周君 田村 憲久君 島 聡君 補欠 田村 憲久君 松浪健四郎君 西 博義君 島 聡君 近藤 昭一君 肥田美代子君 中野 正志君 城島 正光君	
--	--	--	--	---	--	---	--

西 博義君 斎藤 鉄夫君
松浪健四郎君 佐々木洋平君
近藤 昭一君 川内 博史君
肥田美代子君 渡辺 周君
一、昨二十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
予算委員

辞任 補欠
川崎 二郎君 遠藤 利明君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
財政構造改革の推進等に関する特別委員

辞任 補欠
津島 雄二君 大島 理森君
渡辺 喜美君 大石 秀政君
仙谷 由人君 石毛 鏡子君
秋葉 忠利君 中川 智子君
大石 秀政君 渡辺 喜美君
大島 理森君 津島 雄二君
中川 智子君 秋葉 忠利君

一、去る二十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
財政構造改革の推進等に関する特別委員

辞任 補欠
小野 晋也君 桜井 郁三君
佐藤 勉君 江波 聡徳君
桜田 義孝君 戸井田 徹君
田中 和徳君 大石 秀政君
竹本 直一君 平沢 勝栄君
谷畑 孝君 下村 博文君
中野 正志君 今村 雅弘君

一、去る二十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
公職選挙法改正に関する調査特別委員

辞任 補欠
桜井 郁三君 大石 秀政君
大石 秀政君 桜井 郁三君

消費者問題等に関する特別委員

辞任 補欠
山口 泰明君 渡辺 博道君
肥田美代子君 北村 哲男君
細川 律夫君 山元 勉君
渡辺 博道君 山口 泰明君

北村 哲男君 肥田美代子君
山元 勉君 細川 律夫君
財政構造改革の推進等に関する特別委員

辞任 補欠
佐藤 勉君 園田 修光君
実川 幸夫君 渡辺 博道君
津島 雄二君 大島 理森君
中野 正志君 能勢 和子君
西川 公也君 大石 秀政君
渡辺 喜美君 新藤 義孝君
安倍 基雄君 松浪健四郎君
赤松 正雄君 河合 正智君
左藤 恵君 久保 哲司君
原口 一博君 吉田六左門君
能勢 和子君 西田 猛君
久保 哲司君 山本 孝史君
松浪健四郎君 山本 孝史君
吉田六左門君 江波 聡徳君
江波 聡徳君 下村 博文君
大石 秀政君 西川 公也君
大島 理森君 津島 雄二君
下村 博文君 中野 正志君
新藤 義孝君 渡辺 喜美君
園田 修光君 佐藤 勉君
渡辺 博道君 実川 幸夫君
河合 正智君 赤松 正雄君
鈴木 淑夫君 原口 一博君
西田 猛君 左藤 恵君
山本 孝史君 安倍 基雄君

一、去る二十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財政構造改革の推進等に関する特別委員

辞任 補欠
小野 晋也君 石崎 岳君
大野 松茂君 飯島 忠義君
桜田 義孝君 下地 幹郎君
田中 和徳君 大石 秀政君
津島 雄二君 松田 仁君
中野 正志君 菅 義偉君
西川 公也君 渡辺 博道君
太田 昭宏君 丸谷 佳織君
左藤 恵君 藤村 修君
田端 正広君 漆原 良夫君
谷口 隆義君 石垣 一夫君
佐々木憲昭君 石井 郁子君
矢島 恒夫君 中島 武敏君
飯島 忠義君 山口 泰明君
菅 義偉君 能勢 和子君
渡辺 博道君 田村 憲久君
石垣 一夫君 西 博義君
漆原 良夫君 榊屋 敬悟君
西 博義君 小野 晋也君
石崎 岳君 田中 和徳君
大石 秀政君 桜田 義孝君
下地 幹郎君 西川 公也君
能勢 和子君 中野 正志君
松田 仁君 津島 雄二君
山口 泰明君 大野 松茂君
榊屋 敬悟君 田端 正広君
藤村 修君 左藤 恵君
丸谷 佳織君 谷口 隆義君
太田 昭宏君

石井 郁子君 佐々木憲昭君
中島 武敏君 矢島 恒夫君

一、去る二十三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

補欠

石井 郁子君	佐々木憲昭君
中島 武敏君	矢島 恒夫君
三三、議長において、次のとおり特任を許可し、その補欠を指名した。 改革の推進等に関する特別委員	
稲垣 実男君	大石 秀政君
小野 晋也君	金田 英行君
大野 松茂君	新藤 義孝君
佐藤 勉君	山口 泰明君
津島 雄二君	渡辺 博道君
中野 正志君	菅 義偉君
西川 公也君	田村 憲久君
田端 正広君	山本 孝史君
西川 知雄君	松浪健四郎君
矢島 恒夫君	辻 第一君
濱田 健一君	中川 智子君
粟屋 敏信君	堀込 征雄君
金田 英行君	能勢 和子君
菅 義偉君	松本 純君
田村 憲久君	林 幹雄君
辻 第一君	東中 光雄君
新藤 義孝君	大野 松茂君
能勢 和子君	小野 晋也君
林 幹雄君	西川 公也君
松本 純君	中野 正志君
山口 泰明君	佐藤 勉君
渡辺 博道君	津島 雄二君
松浪健四郎君	西川 知雄君
山本 孝史君	田端 正広君
東中 光雄君	矢島 恒夫君
中川 智子君	濱田 健一君
堀込 征雄君	粟屋 敏信君

一、去る二十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財政構造改革の推進等に関する特別委員

辞任

補欠

木村 隆秀君	新藤 義孝君	木村 隆秀君	新藤 義孝君
桜田 義孝君	大村 秀章君	桜田 義孝君	大村 秀章君
竹本 直一君	菅 義偉君	竹本 直一君	菅 義偉君
津島 雄二君	渡辺 博道君	津島 雄二君	渡辺 博道君
中野 正志君	松田 仁君	中野 正志君	松田 仁君
西川 公也君	山口 泰明君	西川 公也君	山口 泰明君
渡辺 喜美君	松本 和那君	渡辺 喜美君	松本 和那君
中野 清君	若松 謙維君	中野 清君	若松 謙維君
佐々木憲昭君	中島 武敏君	佐々木憲昭君	中島 武敏君
矢島 恒夫君	藤田 スミ君	矢島 恒夫君	藤田 スミ君
松田 仁君	今村 雅弘君	松田 仁君	今村 雅弘君
松本 和那君	水島日出夫君	松本 和那君	水島日出夫君
中島 武敏君	平賀 高成君	中島 武敏君	平賀 高成君
藤田 スミ君	中野 正志君	藤田 スミ君	中野 正志君
今村 雅弘君	桜田 義孝君	今村 雅弘君	桜田 義孝君
菅 義偉君	木村 隆秀君	菅 義偉君	木村 隆秀君
滝 実君	竹本 直一君	滝 実君	竹本 直一君
山口 泰明君	渡辺 喜美君	山口 泰明君	渡辺 喜美君
渡辺 博道君	津島 雄二君	渡辺 博道君	津島 雄二君
若松 謙維君	中野 清君	若松 謙維君	中野 清君
木島日出夫君	佐々木憲昭君	木島日出夫君	佐々木憲昭君
平賀 高成君	矢島 恒夫君	平賀 高成君	矢島 恒夫君

一、昨二十七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財政構造改革の推進等に関する特別委員

大野 松茂君	田村 憲久君
菅 義偉君	若松 謙維君
中野 清君	佐々木憲昭君
松田 仁君	山口 泰明君
松本 和那君	渡辺 喜美君
中島 武敏君	藤田 スミ君
今村 雅弘君	水島日出夫君
平賀 高成君	中野 正志君
桜田 義孝君	木村 隆秀君
竹本 直一君	渡辺 喜美君
津島 雄二君	中野 清君
渡辺 博道君	菅 義偉君
大村 秀章君	新藤 義孝君

辭任

補

大野 松茂君
田村 憲久君

実川 幸夫君	松本 純君
竹本 直一君	能勢 和子君
津島 雄二君	渡辺 博道君
中野 正志君	山口 泰明君
赤松 正雄君	城島 正光君
左藤 恵君	坂本 剛二君
谷口 隆義君	河上 覃雄君
西川 知雄君	北脇 保之君
石毛 鏡子君	葉山 峻君
佐々木憲昭君	春名 真章君
濱田 健一君	中川 智子君
粟屋 敏信君	岩國 哲人君
能勢 和子君	松田 仁君
山口 泰明君	飯島 忠義君
河上 覃雄君	漆原 良夫君
春名 真章君	瀬古由起子君
漆原 良夫君	山本 孝史君
飯島 忠義君	中野 正志君
田村 憲久君	大野 松茂君
松田 仁君	竹本 直一君
松本 純君	実川 幸夫君
北脇 保之君	西川 知雄君
坂本 剛二君	左藤 恵君
城島 正光君	赤松 正雄君
山本 孝史君	谷口 隆義君
葉山 峻君	石毛 鏡子君
瀬古由起子君	佐々木憲昭君
中川 智子君	濱田 健一君
岩國 哲人君	粟屋 敏信君

(議案提出)

一、去る二十一日、議員から提出した議案は次のとおりである。

新たな「日米防衛協力のための指針」の国会承認に関する決議案（中野寛成君外二名提出）

一、去る二十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案
罰則の整備のための金融関係法律の一部を改正する法律案

(附案受領)

一、去る十七日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

(委員會審查省路要求書受領)

一、去る二十一日、議員から、次の議案は委員会
の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。
新たな「日米防衛協力のための指針」の国会承認
に関する決議案
中野寛成君外二名

〔議案付託〕

一、去る十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

財政構造改革の推進に関する特別措置法案（内閣提出第一号）

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の一部変更について承認を求めるの件
(内閣提出、承認第一号)

以上二件
に關する特別委員會

一、去る二十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇号）

工場立地法の一部を改正する法律案(内閣提出
第一号)

以上二件 商工委員会 付託

(調査要求承認)

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十七日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、行政機構並びにその運営に関する事項

二、恩給及び法制一般に関する事項

三、公務員の制度及び給与に関する事項

四、栄典に関する事項

二、調査の目的

国の行政の改善を図り、公務員の制度及び給与の適正を期する等のため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成九年十月十七日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

内閣委員長 谷津 義男

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、裁判所の司法行政に関する事項

二、法務行政及び檢察行政に関する事項

三、国内治安に関する事項
四、人権擁護に関する事項

二、調査の目的

裁判所の司法行政、法務行政及び檢察行政等の適正を期するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成九年十月十七日

法務委員長 笹川 堯

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、文教行政の基本施策に関する事項

二、学校教育に関する事項

三、社会教育に関する事項

四、体育に関する事項

五、学術研究及び宗教に関する事項

六、国際文化交流に関する事項

七、文化財保護に関する事項

二、調査の目的

文教行政の実情を調査し、その対策を樹立し、運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間
本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成九年十月十七日

文教委員長 高橋 一郎

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、農林水産業の振興に関する事項

二、農林水産物に関する事項

三、農林水産業団体に関する事項

四、農林水産金融に関する事項

五、農林漁業災害補償制度に関する事項

二、調査の目的

農林水産業の実情を調査し、その振興を図るため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成九年十月十七日

農林水産委員長 北村 直人

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、通商産業の基本施策に関する事項

二、中小企業に関する事項

三、資源エネルギーに関する事項
四、特許及び工業技術に関する事項

五、経済の計画及び総合調整に関する事項

六、私的独占の禁止及び公正取引に関する事項

七、鉱業と一般公益との調整等に関する事項

二、調査の目的

一、日本経済の総合的基本施策の樹立並びに総合調整のため

二、通商産業行政の実情を調査し、その合理化並びに振興に関する対策樹立のため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成九年十月十七日

商工委員長 斉藤斗志二

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、環境保全の基本施策に関する事項

二、公害の防止に関する事項

三、自然環境の保護及び整備に関する事項

四、快適環境の創造に関する事項

五、公害健康被害救済に関する事項

六、公害紛争の処理に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立

するため

三、調査の方法

関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成九年十月十七日

環境委員長 山元 勉

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

一、地方行政委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る二十四日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、地方自治に関する事項

二、地方財政に関する事項

三、警察に関する事項

四、消防に関する事項

二、調査の目的

地方自治行政の実情を調査し、その健全なる発展に資するための対策樹立

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成九年十月二十四日

地方行政委員長 加藤 卓二

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(質問書提出)

一、去る十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

臓器の移植に関する法律の施行に関する質問主意書(山本孝史君提出)

一、去る二十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

医薬品の適正使用に関する質問主意書(草川昭三君提出)

一、去る二十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

献血による血漿分画製剤の製造・供給の在り方に関する質問主意書(山本孝史君提出)

(答弁書受領)

一、去る二十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員高市早苗君提出「慰安婦」問題の教科書掲載に関する質問に対する答弁書

衆議院議員坂上富男君提出越後証券不正事件問題に関する質問に対する答弁書

平成九年十月十六日提出

質問 第一号

「慰安婦」問題の教科書掲載に関する質問主意書

提出者 高市 早苗

「慰安婦」問題の教科書掲載に関する質問主意書

本年度より使用されている中学校社会科・歴史の教科書に、第二次世界大戦下における日本軍の

「慰安婦」に関連する記述がある。これらの記述と義務教育諸学校教科用図書検定基準(平成元年四月四日・文部省告示第四十三号)との整合性につき、以下の事項について質問する。

一 「第二章 各教科共通の条件」について

1 「一 範囲及び程度」において、「(三)本文、問題、説明文、注、作品、挿絵、写真、図など教科用図書の内容(以下「図書の内容」という。))は、その学年の児童・生徒の心身の発達段階に適切しており、その能力からみて程度が高過ぎるところ又は低過ぎるところはないこと。」とされている。

多くはまだ性体験そのものがないはずの中学生に対し、軍の慰安婦という極めて難しい「性」の問題をあえて教科書で取り上げ、学校教育の場で教師が教えることは、右の基準に照らして不適と考えるが、政府の見解を問う。

2 「二 選択・扱い及び組織・分量」において、「(四)図書の内容に、特定の事柄を特別に強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げていたりするところはないこと。」とされている。

戦地のみならず、内地においても売春が国家公認の制度として存在していたこと、また、日本だけでなく他国の軍隊も同様の事実があったということとを捨象し、戦前の日本の軍隊の慰安施設だけをことさらに取り立て、現在の価値基準で一方的に批判することは、右の基準に照らして不適と考えるが、政府の見解を問う。

3 「三 正確性及び表記・表現」において、

「(一)図書の内容に、誤りや不正確なところ、相互に矛盾しているところはないこと。」

「(二)図書の内容に、児童・生徒がその意味を理解するのに困難であったり、誤解したりするおそれのある表現はないこと。」とされている。

東京書籍、大阪書籍、教育出版、帝国書院の各教科書が使用している「従軍慰安婦」という表記は、軍属の身分を指し示す「従軍○○」という表現を、戦後になって当時の「慰安婦」に付加した通俗的な用語である。よって、各社の記述はかつて存在しなかった戦後の通俗的用語を歴史用語として使用している点で「誤り」であり、また、慰安婦の身分について「誤解」したりするおそれのある表現となっており、不適と考える。

また、日本書籍の「女性を慰安婦として従軍させ(二六四ページ)」という記述は「不正確」であり、慰安婦の身分について、やはり「誤解」したりするおそれのある表現となっており、不適と考えるが、政府の見解を問う。

「第三章 各教科固有の条件 (社会科(地図を除く。))について

「二 選択・扱い及び組織・分量」において、「(四)未確定な時事的対象について断定的に記述しているところはないこと。」とされている。

日本書籍「慰安婦として従軍させ」

東京書籍「従軍慰安婦として強制的に戦場に送りだされた若い女性も多数いた」

(二六四ページ)

(二六三ページ)

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

大阪書籍 「朝鮮などの若い女性たちを慰安婦として戦場に連行しています」

(二六〇—二六一ページ)

教育出版 「多くの朝鮮人女性なども、従軍慰安婦として戦地に送り出された」

(二六一—二六二ページ)

清水書院 「朝鮮や台湾などの女性のなかには戦地の慰安施設で働かされた者もあった」

(二五九—二六〇ページ)

日本文教出版 「慰安婦として戦場の軍に随行させられた女性もいた」

(二五二—二五三ページ)

右各社の記述(傍線部)は、「未確定な時事的事象について断定的に記述」したものであるとして明らかに不適と考えるが、政府の見解を問う。右質問する。

内閣衆質一四二第一号

平成九年十月二十四日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員高市早苗君提出「慰安婦」問題の教科書掲載に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員高市早苗君提出「慰安婦」問題の教科書掲載に関する質問に対する答弁書

一の1について

中学校社会科(歴史的分野)の教科書における「慰安婦」に関する記述は、先の大戦において当時のアジア諸国の人々が受けた様々な犠牲や苦痛についての記述の中などで取り上げられてい

る。

中学校学習指導要領(平成元年文部省告示第二十五号)においては、第二次世界大戦と日本について、昭和初期から第二次世界大戦の終結までの世界の動きと我が国の政治・外交の動き、中国などアジア諸国との関係の扱い、経済の混乱と社会問題の発生や軍部の台頭から戦争に至る経過を理解させるとともに、戦時下の国民の生活に着目させることとしているが、どのような歴史的事象を教科書に取り上げるかは、基本的にその著作者又は発行者の判断にゆだねられている。歴史教科書の検定は、著作者又は発行者によって文部大臣に検定申請された図書について、義務教育諸学校教科用図書検定基準(平成元年文部省告示第四十三号)の定めるところを検定の基準として、教科用図書検定調査審議会(以下「検定審議会」という。)において検定の時点における客観的な学問的成果や適切な資料等に照らして審議された結果に基づいて行われるものである。

「慰安婦」に関する記述については、検定審議会において審議が行われ、その結果、この問題については社会的に広く取り上げられており、また、中学生の心身の発達段階にかんがみれば、中学生が先の大戦の悲惨な状況を学習する際の歴史的事象の一つとして理解することは可能であると判断されたところである。検定は、このような審議結果に基づいて適切に行われたものと考えている。

一の2及び二について

「慰安婦」に関する記述は、先の大戦において当時のアジア諸国の人々が受けた様々な犠牲や

苦痛についての記述の中などで取り上げられているものである。この記述については、検定審議会において審議が行われ、その結果、平成五年八月の政府調査結果(いわゆる従軍慰安婦問題について)等種々の調査研究が発表されていること、この問題が社会的に広く取り上げられていること等を総合的に勘案し、その記述が認められたところである。検定は、このような審議結果に基づいて適切に行われたものと考えている。

一の3について

「従軍慰安婦」という用語については、辞書等にも収録されるなど、広く社会一般に用いられていることから、教科書においてもこの用語を許可しているところであり、検定は適切に行われたものと考えている。

なお、辞書等によれば、「従軍」とは、軍隊に従って戦地に行くことを言い、軍人、兵士等軍に所属する人が軍隊と共に戦地に行くことという意味のほかに、兵士でない者が軍隊について戦地に行くことという意味があるとされているところである。

平成九年十月九日提出

質問 第二一 号

越後証券不正事件問題に関する質問主意書
提出者 坂上 富男

越後証券不正事件問題に関する質問主意書
越後証券(本店新潟市、吉沢昭男社長)は、先に、中証券本店新潟市、中野裕二(社長)との合併が破綻し、その原因は、不明金がありとの事で

あったが、その後の調査によれば、越後証券中間管理職二名による顧客の株式無断流用による損害金額三十二億八千二百万円(十月三日現在の発生によるものとされている)。

これによって新潟県内の越後証券の顧客は勿論の事、証券取引をしている県民に多大の不安と不信を与えている。

最近の野村、大和、日興、山一各四大証券の総会屋への損失補填、利益供与など証券業界への不信は計りしれないものがあり、さらに年末には政治家の関与も明らかになると噂されている。

そのさ中、新潟県の越後証券の不正事件の発生は、誠に遺憾の極みで、残念である。

これに対し、指導、監督の立場にある行政当局の責任も又重大である。よって次の点について質問する。

一 損害金額の総額発生原因及び犯罪の手口。

二 中間管理職二名による無断株式流用によるものであるといわれているが、指導、監督の立場にある越後証券上層部の関与はないか。

三 顧客への弁償補填は、どうなるか。

四 大蔵省は、これまでも財務調査をしていながら、三十二億円の流用があることを、何故に発見できなかったのか。

五 越後証券社長は、大蔵省の出身といわれているが、事実か。その場合、大蔵省の責任はどうなるのか。

六 捜査当局の本件に対する対応はどうなるのか。

七 越後証券職員の新雇用は、保証されなければならぬが、その見通し、又退職金の支払は確保できるのか。

八 本件問題の調査は、長引くものと思われるが、さしあたり現時点の状況について至急回答されたい。
右質問する。

内閣衆質一四一第二号

平成九年十月二十四日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員坂上富男君提出越後証券不正事件問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員坂上富男君提出越後証券不正事件問題に関する質問に対する答弁書

一について

越後証券株式会社(以下「越後証券」という。)から、損害金額の総額は、平成九年十月三日現在で、三十二億八千三百万円であるとの報告を受けている。

発生原因及び手口については、社員二名が、各々の友人名義の口座等を設定して株式取引を開始し、損失が拡大するにつれて資金調達が困難となったことから、顧客の株券を無断流用したものであるとの報告を受けている。

二について

越後証券から、社員二名が株券流用を行ったものであるとの報告を受けている。

三について

越後証券から、他の証券会社等からの応援も得て、顧客からの預り資産の返還要求に応じ、随時返還が行われていると聞いている。また、

同社から、株式会社第四銀行及び中証券株式会社等に対し、顧客への預り資産の返還等に支障が生じないよう協力を要請するとともに、財団法人寄託証券補償基金に対しても、顧客に対する補償措置が必要となる場合にはこれを実施するよう要請しており、顧客の資産の保護に万全を期していると聞いている。

四について

これまで関東財務局による検査のほか、日本証券業協会の監査及び越後証券自身による内部検査が行われてきたところであるが、同社の内部管理者がその地位を利用して、コンピュータ操作による巧妙な決算資料の改ざんなどを行っていたことから、関東財務局の検査等において株券流用等を発見できなかったものである。

五について

越後証券社長は、以前、大蔵省に在籍していた者である。同社社長が過去に大蔵省に在籍していたからといって、同社に対する行政運営がゆがめられたことはない。

六について

捜査当局においては、刑法法令に触れる行為を認めた場合には、法と証拠に基づき厳正に対処するものと考えている。

七について

越後証券から、同社社員の再雇用については、地元証券会社に対し協力を要請しており、これに対して、再雇用を理解を示している地元証券会社もあると聞いている。また、退職金については、その支払に備え、退職給与引当金に同社の退職金規程による会社都合の場合の要支

給額の一〇〇パーセントを繰り入れていると聞いている。

八について

越後証券は、中証券株式会社との合併を撤回するとともに、証券業の廃止及び同社の解散を決定し、十月八日から営業を休止している。

(答弁通知書受領)

一、去る十七日、内閣から、衆議院議員坂上富男君提出越後証券不正事件問題に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成九年十月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十七日、内閣から、衆議院議員前原誠司君提出住宅金融公庫融資物件における冷暖房設備協力金の徴収に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成九年十一月四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二十四日、内閣から、衆議院議員山本孝史君提出臓器の移植に関する法律の施行に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成九年十二月三日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

平成九年十月二十八日 衆議院会議録第六号

明治三十五年三月三十日
第三種郵便物認可

(第一号の発送は都合により後日となるため、第六号を先に発送しました。)

発行所	
〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目二番四号 大蔵省印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（配本） 本号一部 送	
料	〇五円
別	〇四円